

[事案 2019-252] 新契約無効請求

・令和2年10月12日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2019-251]の申立人の姉妹である。

<事案の概要>

募集人の誤説明があったことを理由として、契約の取消しと既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成23年2月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約を取り消して既払込保険料を返してほしい。

- (1)募集人から、本契約は年金保険で、月々積立して60才で積立完了後、60才より年金として受給が開始されると説明があった。
- (2)終身保険という言葉は、募集人から聞いた事がないし、設計書の提示も無かった。終身保険であれば絶対に契約しなかった。

<保険会社の主張>

募集人は、設計書等を使用して、本契約の内容が終身保険であることを適切に説明したことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および申立人母に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明があったことを認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。